

令和7年度

事業計画

公益社団法人 日本産婦人科医会

- 令和7年3月 -

令和 7 年度事業計画

I. 総務部	
A. 庶務部会	1
B. 医会報編集部会	4
C. 情報技術 (IT) 部会	6
D. 法制・倫理部会	10
E. 経理部会	11
II. 学術部	
A. 先天異常部会	12
B. 研修部会	15
III. 医療部	
A. 医療安全部会	18
B. 勤務医部会	21
C. 医業推進部会	23
D. 医療保険部会	25
IV. 事業支援部	
A. 女性保健部会	27
B. がん部会	32
C. 母子保健部会	36
V. 献金担当連絡室	40

令和7年度事業計画

[○印は新規事業または改変事業]

I. 総務部

A. 庶務部会

1. 総会・理事会等各種会議の開催

- (1) 総会：6月に定時総会と、3月に臨時総会を開催する。
- (2) 理事会：定時理事会2回と、臨時理事会を1回、年3回開催する。
- (3) 常務理事会：12回開催する。
- (4) 幹事会：12回開催する。
- (5) 運営打合会：6回開催する。
- (6) 地域代表全国会議：本会事業の説明と推進協力依頼のために開催する。

2. 日本産婦人科医会学術集会の実施

6ブロック（①近畿、②北海道・東北、③中国・四国、④東海・北陸、⑤九州、⑥関東）の持ち回りとし、ブロック主催で開催する日本産婦人科医会学術集会に対する支援を行う。

令和7年度は関東ブロック（担当：神奈川県）、令和8年度は近畿ブロック（担当：大阪府）。

10年毎の節目の年は、本会が実施する。

3. 連携・組織強化等の推進

(1) 各都道府県産婦人科医会との連携強化

1) 月例連絡・月例報告の充実等

各都道府県産婦人科医会との緊密な連携を図るため、月例連絡、月例報告の充実を図る。月例連絡は、常務理事会等で確認した事項を毎月各都道府県産婦人科医会に対し、電子メール等をもって行う。月例報告は、毎月15日頃までに、前月分の各都道府県産婦人科医会の活動状況等の報告を受ける。

また、必要に応じて、都道府県産婦人科医会とWebによる会議を開催する。

2) 協議会、研修会等への支援

各都道府県産婦人科医会が開催する協議会、研修会等の開催に関し、その運営を可能な限り支援する。

3) 事務業務のあり方検討

本会および各都道府県産婦人科医会の事務機能のあり方を検討し、公平な会員サービスができるよう支援する。

(2) 組織の強化等

1) 新規会員の加入促進の強化

既存の入会勧誘促進用パンフレットの有効的な更新に努め、会員増に資する内容となるよう関係部等と検討する。

また、有効と考えられる支援に関しても関係部等と検討する。

- 2) 新入会員に対する通知および会員情報管理
理事会で承認された新規加入会員に対して、会長名をもって入会承認の通知をする。入会後の会員へは指定医師必携のほか、医療保険必携、研修ノート等の出版物等を配付する。
会員の異動等を都道府県産婦人科医会と連携を図り定期的に把握する。その情報を活用し定款に則した会員種別管理等を行う。
 - 3) 産婦人科施設情報データベースの管理
各都道府県産婦人科医会の協力による全国産婦人科施設情報データベースを更新する。収集したデータは解析し、有効利用に努める。
 - 4) 会員倫理委員会
必要に応じて、会員倫理委員会を開催する。
 - 5) 利益相反管理委員会
必要に応じて、利益相反管理委員会を開催する。
 - 6) プロジェクト委員会
必要に応じて、プロジェクト委員会を設置する。
- (3) 関係諸団体との協調
- 1) 日本医師会・都道府県医師会等
日本医師会並びに都道府県医師会が行う事業に対し協力する。
日本医師会との協調・連携を密にし、特に母子保健関連事項の対処に万全を期する。また、日本医師会主催「母子保健講習会」、日本医師会・こども家庭庁主催「家族計画・母体保護法指導者講習会」等の運営に協力する。
各都道府県産婦人科医会における研修会開催等に際しては、必要に応じて当該都道府県医師会と連携を図る。
 - 2) 日本産科婦人科学会
日本産科婦人科学会とは、学会・医会ワーキンググループ会議を開催し、両会に関連する諸問題について意見交換を行う。なお、必要に応じ拡大ワーキンググループや理事長・副理事長と会長・副会長間の会議を開催する。
公開講座・女性の健康週間、産婦人科サマースクール等の活動に共催および参画する。
「産婦人科診療ガイドライン産科編・婦人科外来編」の医会側委員の委員会等を置く。
 - 3) 全国産婦人科教授との懇談会
本会の活動について理解を得るため、全国医育機関の産婦人科教授との懇談会を日本産科婦人科学会総会・学術講演会時に開催する。
 - 4) 母子保健等関係団体
母子保健推進会議、日本母性衛生学会、日本周産期・新生児医学会、日本小児科学会、日本小児科医会、日本小児保健協会、日本精神神経学会、日本精神科病院協会、日本精神神経科診療所協会等関係諸団体との協調を図り、わが国の母子保健の向上に努める。また、日本家族計画協会、ジョイセフ等と連携し、家族計画活動の推進に努める。
日本産婦人科医会、日本看護協会、日本助産師会、日本助産学会と定期的な情報交換を行い、周産期医療の向上に努める。
日本薬剤師会、日本病院薬剤師会、JACDS勤務薬剤師会、日本女性薬剤師会等と協調を図る。

(4) 関係省庁等への対応

本会事業の円滑化を図るため、こども家庭庁、厚生労働省等関係省庁と緊密な連携を図る。

4. 出版統計関連

各部会が発行している出版物やアンケート調査等を把握する。

5. その他

将来の会員数減少に備えて、医会のあり方を検討する。

B. 医会報編集部会

本会機関誌である医会報は、9月を除いて毎月会員に直接届けられている。インターネット、スマホの時代にあつて、紙媒体は時代遅れであるという意見もあるが、printed matterとして直接手元に届くという特性はこの時代にあつても貴重なものである。印刷されたものであるというこの特性は、医会報に掲載される記事にauthenticityを求め、かつ見た目の良さや読みやすさも要求する。この基本を大切にして本年度も、会員の皆様の手元に直接届く医会報の発行を続けていく。

本年度の諸事業は以下のとおりである。

1. 日産婦医会報の発行

毎月1回発行（8、9月は合併号）し、全会員並びに関係各方面に送付する。

(1) 編集方針

- 1) 本会の方針をはじめ、各部の行う事業・活動を会員に理解しやすい形で伝える。
- 2) 産婦人科に関する情報を分析、評価、選別し、会員に役立つ情報を極力タイムリーに伝える。
- 3) 読みやすい情報誌であるよう努める。
- 4) 各都道府県産婦人科医会の広報担当者や会員に投稿を求め、幅広く全国会員の声を反映するよう努める。
- 5) 医会報保存用ファイルを作成する。
- 6) 12月号に、その年の掲載主要記事の題目一覧を添付する。
- 7) デジタル化保存する。

(2) 内容

- 1) 会長見解、本会諸会議の報告、副会長・常務理事の見解他
- 2) 産婦人科診療上の諸問題、医政・医療行政に関する本会見解
- 3) 医政、医療行政、医療統計に関するニュースと解説
- 4) 医事紛争の実態と対策「シリーズ・医事紛争」（医療安全部会に依頼）
- 5) 医業経営上の諸問題「医療と医業」（医業推進部会に依頼）
- 6) 生涯研修に有用な学術記事を掲載「学術」（研修部会に依頼）
- 7) 医療保険運用の解説「社保の頁」等（医療保険部会に依頼）
- 8) 各都道府県産婦人科医会の活動状況の紹介に力を入れるとともに「新しい都道府県の代表紹介」「地域からの声」など、各地域の情報を掲載
- 9) 学術雑誌記事紹介「学海メモ」（編集委員担当）、新刊の紹介「新刊紹介」「産婦人科雑誌紹介」
- 10) 会員よりの意見の紹介「会員の広場」
- 11) 診療に有用な新製品、情報、語句の解説「情報アラカルト」「マメ知識」
- 12) 随筆・意見「コーヒーブレイク」（編集委員等担当）
- 13) 新入会員の氏名および所属する都道府県を掲載

(3) 特記事項

- 1) 必要に応じて日産婦医会報頁数を4頁単位で増減する。
- 2) 日本産婦人科医会学術集会特集号は担当地域と相談の上発行。
- 3) 写真や図表などを掲載し、印象よく分かりやすい誌面構成とする。

- 4) 情報技術（IT）部会との連携を図り、本会ホームページ閲覧への誘導を図る。
- 5) 日産婦医会、日産婦学会の新会長や新理事長の就任に際し、両者の会見・対談を企画し、記事を掲載する。
- 6) 産婦人科関連団体の情報については、本会会員に重要であるかを判断し掲載、周知を図る。
- 7) 時々のトピックについて随時、会員から原稿募集し、「特集」の形で掲載する。
- 8) 日産婦医会報の内容について、必要なものは会長が最終校正を行う。

2. 委員会

医会報編集委員会を存置する。

C. 情報技術（IT）部会

情報技術（IT）部会は、令和7年度、ホームページの運営や記者懇談会を基盤としながら、医療DX化そして遠隔医療の推進をさらに強化する。リニューアルしたホームページ（HP）を活用し、会員や一般市民への情報発信を拡充するとともに、新たにAIの活用、IoT技術を取り入れた災害・パンデミック時の迅速な会員支援体制の構築に取り組む。さらに、遠隔医療の普及と医療DX基盤の整備を通じて、会員の医療の質向上、減少する医療機関の中での地域医療への貢献を目指していく。これらの活動を通じて、公益法人としての社会的信頼を高めると同時に、次世代医療人材の育成を促進し、会員への医療DXに関する研修を充実させ、未来への取り組みを加速していく。

本年度の諸事業は以下のとおりである。

1. ホームページの運用

本会HPは、フルリニューアルから約8年が経過する中で、少しずつ改良を重ねてきた。本年度は、現状の課題を明確化し、次世代のHPへの道筋を描く重要な一年とする。会員へのアンケートを行って、その声を反映した課題抽出を行うことでHPのさらなる進化を目指す。これにより、HPを単なる情報発信の場から、会員および利用者の期待を超える「価値あるプラットフォーム」へと成長させることを目指していく。未来を見据えた改善として、直感的で使いやすいナビゲーション、高度な検索機能、パーソナライズされた情報提供を実現する設計に取り組む。また、双方向性を強化し、利用者とのつながりを深める仕組みを構築する。これらの取り組みを通じて、HPを持続的に進化させ、未来志向の産婦人科医療を支える中核的ツールへと発展させていく。

(1) 優先課題として、DX推進とAI活用による効率化・利便性向上を進める。

- 1) 昨年度、「思春期ってなんだろう？性ってなんだろう？」（2024年度改訂版）を用い、チャットボットを導入した。本年度はさらに、Q&A・サポート機能強化を進める。また、女性の健康Q&AにもAIチャットボット機能を付加し、24時間対応可能な自動応答を提供することで、満足度を向上させる。
- 2) 動画の掲載方法を含めてiTubeの配信方法を再構築すると同時に、eラーニングプラットフォームの構築を進める。
- 3) 地域連携拡大事業として、全国47都道府県と本会HPとのリンクを進める。また、HPがない一部の県への支援、さらには地域連携医療ネットワークを推進する。
- 4) 会員専用掲示板を設置し、災害時のチャット機能としてまた会員間の情報交換の場を充実させる。
- 5) ID/PASSWORDの管理を徹底し、会員専用ポータルを強化する。データセキュリティの強化と監視システムの構築を行うと同時に定期的なデータバックアップ体制の強化を進める。ログやアクセス履歴の監視を徹底し、不審なアクティビティへの即時対応を可能にする仕組みを導入する。また、災害やデータ消失時に迅速な復旧を可能にするバックアップシステムの運用を開始する。

(2) 会員向けのサービス

- 1) 利用数を増加させるべく、スマホ対応も含めたWebでの継続的な情報提供、

さらに過去の事業内容、生涯研修向けのコンテンツの充実、医業関連情報の提供を行う。

- 2) スケジューラー機能を改編し、資料の一元管理と閲覧性を充実させる。
- 3) 医会報や研修ノートをはじめとする本会の情報資産を、有効活用できるような利便性の高い情報システムを構築する。研修ノートはその利用を推進するため、HPサイト構築を変更し、一定期間をすぎたものは一般にも公開し本会活動を広報する。
- 4) 研修記事や配信動画での学習と本会研修記録や母体保護法研修会との連動を検討する。将来的にはeラーニングとして評価されるよう、日本産科婦人科学会との連携を進めていく。
- 5) 学術集会、性教育指導セミナー全国大会、母と子のメンタルヘルスフォーラム等における講演のビデオ録画配信を推進し、会員への情報提供、研修機会の充実を図る。
- 6) 会員向けコンテンツの強化として、会員向け研修については、研修部会を中心に各部会と連携し、周産期、腫瘍、生殖、女性ヘルスケアなどの冠講座を新たな教育コンテンツを提供する。
- 7) 医療保険Q&A、医事紛争対策や医療と医業などを医療保険部会、医療安全部会、医業推進部会と連携し、随時提供する。

(3) その他

- 1) 医会の医療政策に関する提言や立場の発信を強化し、メディアとの連携を進める。
- 2) 書籍申込窓口の設置を検討し、利便性向上と事務作業の効率化を推進する。

以上、デジタル技術を活用し、サービスの効率化、情報発信力の向上を優先し、会員と一般利用者双方の利便性を追求する。これにより、本会の影響力を高め、持続可能な発展を目指す。

2. 記者懇談会の開催

記者懇談会は15年間にわたり、日本記者クラブにおいて開催してきた。本年度は200回記念記者懇談会を開催し、これまでを振り返って本会における記者懇談会の位置付けや将来的な方向性について検証を行う。今後参加する報道メディアを拡大し、適切なテーマを選択する。本会に資するテーマは、繰り返し取り上げ、会員のみならず国民にとって重要な話題をタイムリーに提供する。

また運営に際しては、メディアが記事や番組で取り上げやすい開催日時と内容形式で情報発信を企画し、本会の活動が社会に広く理解され、メディアとの信頼関係をさらに構築するように努める。また、動画配信により、記者懇談会に参加しない会員も本会の活動としての記者懇談会の内容をホームページ上で閲覧可能としているが、引き続きその周知と利用促進に努める。以上より、産婦人科医療に関する正確で会員にとって価値ある情報を提供していく。

- (1) 原則として報道関係者を対象に年に11回開催する。
- (2) 記者懇談会開催3カ月前からテーマについて具体的な議論を行う。
- (3) テーマは、各部会と密に連携し、常務理事会で決定する。
- (4) 従前より取り扱ったテーマとともに、時事的にタイムリーな内容を加え、本会の中長期の戦略に沿った企画を取り上げる。また記者側からの要望を

考慮する。

- (5) テーマによっては、日本医師会や日本産科婦人科学会等の関係団体と協働して発表を行うことで、社会への注目度の向上を目指し、記事掲載率の増加につなげる。
- (6) 発表担当者は会員を中心に、適切な人材を登用する。
- (7) 記者懇談会を行った事項について成果目標を設定し、本会や会員の利益となっているか、および会外からの評価を検証し今後の記者懇談会の運営にフィードバックする。
- (8) テレビ、新聞、メディアックス、産婦人科関連月刊誌、医事新報、商業誌編集担当者などを中心に、参加者の拡大を検討する。そのために、参加募集は、案内状だけではなくオンライン登録フォームも利用する。さらに記者懇談会の開催の宣伝活動をWebサイト、ソーシャルメディアなどを活用する。また、イベント終了後、ビデオ配信の仕組みを再構築し、参加者からのフィードバックを収集し記者懇談会の改善に役立てる。
- (9) 小委員会を定期的で開催し、記者懇談会の内容がマスコミ報道等に及ぼした効果を検討し、年間計画や記者懇談会のあり方やテーマなどを定期的に議論する。
- (10) ホームページで発信する重要なニュースは、記者懇談会に登録したメディア宛てにも発信し、平時よりタイムリーな話題提供を行う。
- (11) 記者懇談会のホームページでの閲覧を増やすとともに、会員が最新テーマを理解し、診療および対外的な活動に利用することを促進する。
- (12) 記者懇談会200回記念の開催を行う。

3. 医療DX・遠隔医療の推進

医療DX（デジタルトランスフォーメーション）は、デジタル技術を活用して医療の質を向上させ、業務効率化を図る取り組みである。産婦人科医療においても、電子カルテやオンライン診療、AI活用による診断支援、情報共有の効率化が重要視されている。医療DXを推進することで、患者への迅速かつ適切な医療提供が可能となり、医療現場の負担軽減や災害時でも平時でもフェーズフリーな医療体制の更なる安全性向上が期待される。

まずは、会員一人ひとりがDXの意義を理解し、会員と共にデジタル技術の活用を進め、持続可能な産婦人科医療の未来を築いていく。

- (1) 医療DXリテラシーの向上：会員向けに「医療DX基礎講座」をオンラインで提供し、電子カルテ、AI診断支援、地域医療情報システムの活用方法を解説。「サイバーセキュリティ強化研修」会員向けにセキュリティ対策研修を開催し、不正アクセス防止やサイバーレジリエンス対策の指導を行う。
- (2) 周産期医療情報ネットワーク構築：CTGネットワーク共同監視および母体搬送システムのデジタル化の実証地域での運用を拡大し、全国導入を目指す。新生児聴覚スクリーニングや産後うつ評価（EPDS）のデジタルデータ化を進め、さらに共通DBの作成、新生児1ヶ月児健診や先天性代謝異常検査などの医療情報連携システムの開発と全国での利用を進める。さらに地域医療連携プラットフォームを構築するために、標準化が進まない電子母子健康手帳に変わりPHR（Personal Health Record）アプリを開発、妊産婦の健診記録を電子化し、医療機関や行政とのデータ共有を進める。

- (3) 遠隔医療とテレヘルスケアの推進：オンライン妊婦健診・在宅胎児モニタリングの普及のために、高品質ビデオ通話やモニタリングデバイス（iCTG等）を導入し、リモートでの胎児・母体管理の実証を進める。また、AI診断支援システムを用い、在宅血圧とCTGの解析を行う。また、妊娠経過予測にAIを活用し、異常データの自動検出や早期警告システムの開発に協力し実証研究を行う。救急搬送中のiCTGを活用し、救急時のリアルタイムモニタリングを普及させ、搬送医療の質の向上を目指す。
- (4) 周産期医療スマートシティ構想：妊婦健診のIoT化のために、血圧・体重・胎児モニタリングデバイスを用いた遠隔健診の実証を行い、デジタル化を進める。さらに、医療機関が不足する地域において、子育て支援センターや行政と連携し、スマートマタニティハブを設置し、遠隔医療や相談窓口を提供する。また、妊娠中や出産後の栄養管理や健康フォローのために、AIアプリやオンライン相談（バーチャル）で支援する。
- (5) データセキュリティと災害時情報伝達の強化
（災害やパンデミック時に迅速かつ正確な情報共有が可能となる仕組みを構築）
緊急情報伝達システムとして、緊急時・災害時に即応可能なメール・SNSを活用した情報伝達網を整備する。サイバーセキュリティ体制強化として不正アクセスやシステム障害への監視体制を構築し、必要時の対処支援を実施する。
- (6) 地域別カスタマイズと評価体制：地域ニーズに応じた遠隔医療導入のため地域ごとの医療課題に応じ、カスタマイズしたサービスの相談を行う。また、導入効果の定期評価としてオンライン診療や周産期ネットワークの運用状況を定期的に評価し、改善を継続する。
- (7) オンライン診療と予防医療の普及：産後うつ予防のオンラインアプリによる、EPDS評価を基にしたオンライン産婦健診を導入し、早期支援を行う。そのほか、HPVワクチン接種支援：LINEやCLINICSを活用し、接種相談・アフターフォローをデジタルで提供する。
- (8) AI型のチャットボットや生成AI型のチャットボットの制作やサポートを行う。
- (9) 医療DXを推進するために、ロボット導入（産婦人科向けのロボティクスシステムのコンセプトデザイン・妊婦健診、栄養指導、メンタルヘルスの相談、そして産褥ケアを提供するフレンドリーで安心感のあるロボット）の検討・実証を進める。
- (10) 内閣府が進めてきた戦略的イノベーション創造プログラムの中で、厚生労働省、日本医師会に協力して、AIホスピタル実装化のための医療現場のニーズに即した医療AI技術、デジタル化技術の開発と実証を進める。

4. 委員会

ICT時代への適応と業務過多解消のため情報技術（IT）委員会では、年間11回のWeb会議を開催するが、おおむね3カ月に一回は集合会議とする。また、記者懇談会・遠隔医療プロジェクト運営のため、年2回程度の小委員会・部会を集合会議で開催する。事務局、委員の負担、コスト軽減を図りながら、機動的かつ効率的な委員会・部会運営を行う。

D. 法制・倫理部会

1. 母体保護法等の適正なる運用のための会員指導

母体保護法等の内容、運用上の問題点について、会員等の関係者からの問い合わせに対して、識者や関連当局の意見を聴取しながら本会の見解を明らかにする。またその内容について会員への周知を図る。

人工妊娠中絶実施報告票の運用、経口中絶薬の運用や使用方法に関して、医会報や医会HPで情報提供する。

2. 産婦人科関連法規についての関係当局との折衝

母体保護法をはじめ、産婦人科業務に関連する医療法規や労働法規の解釈・運用等について、こども家庭庁・厚生労働省等関係省庁と折衝を図る。

3. 母体保護法指定医師関連の諸調査

母体保護法指定医師の現況把握のために、必要に応じて調査・分析を行う。

4. 母体保護法に関する啓発活動

日本医師会をはじめ関連諸団体等と母体保護法の問題点を討議し、本法に関する国民の理解が深まるよう啓発活動を行う。

令和6年度に配布した指定医師必携【令和5年改訂】について周知を図る。

5. 各都道府県産婦人科医会等での研修会への協力

研修会の開催にあたって、必要な場合は日本医師会と連携しつつ協力する。研修会のための共通の資料を作成し、都道府県産婦人科医会に提供する。

6. 母体保護法の課題に関する検討

母体保護法の抱える課題や問題点について引き続き検討を行い、必要に応じて見解をまとめる。

母体保護法の運用に関して都道府県の母体保護法指定医師審査委員会の担当者と共通認識を持ち、母体保護法の適正な運用・推進のために、母体保護法に関する実務者全国会議を開催する。

7. 医学的な倫理問題への対応

日本産科婦人科学会と密接に連携・協議し、対応する。

8. 日常の診療にかかわる法規についても、法曹関係者や関連当局の見解を確認し、会員への適切な情報発信を行い、その知見の共有を図る。

9. 委員会

(1) 本会に関わる法制問題等を検討するため、法制委員会を存置する。

(2) 本会が関与する臨床研究等のための倫理委員会を存置する。

E. 経理部会

1. 公益目的事業活動の推進

会費収入については、高齢化に伴う会費減免会員の増加が予想される場所であるが、近年は入会者数が退会者・死亡者数を上回っているため、安定した収入状況となっている。今後も各事業部と入会者の増加について連携を図ることが必要である。今後の会費減収を想定した対応を検討し、事業の仕分けや事務所費等固定費用の削減など、収入減に応じた業務執行のあり方を考慮しつつ、各事業部と連携を図り、公益社団法人として効率的かつ適正な公益目的事業活動を推進する。

2. 公益目的事業経費の適正な執行・保有

医会は、公益社団法人として内閣府の認定を得ているが、財務については公益認定の三基準を満たしていることが必要である。

(1) 収支相償

公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれること。

(2) 公益目的事業比率

公益目的事業の費用が事業費・管理費の合計額の50%以上でなければならないこと。

(3) 遊休財産額保有制限

法人の純資産に計上された額のうち、具体的な用途の定まっていない財産が1年分の公益目的事業費相当額を超えて保有してはならないこと。

3. 経理部会の開催

均衡の取れた効率的かつ効果的な収支予算案を作成し、その執行状況等については、必要に応じ経理部会を開催し確認する。

4. 会計経理業務の管理

「経理規程」を遵守し、各事業部の多岐にわたる事業執行に支障なく適正な会計経理業務を行う。また、経理処理に関しては随時、監事および公認会計士による指導・監査を受けることとする。

II. 学術部

A. 先天異常部会

先天異常部会の役割は、先天異常に関する情報の学術的検討と啓発、および環境に存在する先天異常発生の要因の調査分析にかかわる事業を推進することである。先天異常にかかわる保健・福祉の推進のための調査を検討し、母児の支援も合わせた情報発信を行っている。また、サリドマイド薬禍を契機に本会に発足した本邦唯一の先天異常モニタリング事業は、国際先天異常監視研究機構（ICBDSR）（WHO関連機構）加盟機関として母児の健康をまもっている。さらに、新生児の先天代謝異常のスクリーニングも、本部会をその濫觴として、子どもたちの健康に貢献している。

2025年は新たにRSウイルスワクチンの接種に関する取り組みとして、同ワクチンの接種を検討している妊婦への適切な情報提供や啓発活動、接種環境整備の構築を進めていく。

これらの基本的役割に加えて、風疹、麻疹、インフルエンザ他の母児にかかわる感染症、あたらしい出生前診断等の昨今の諸問題に関する情報の分析および具体的な広報・啓発により一層の取り組みを行う。

1. 先天異常モニタリングの拡充

(1) 外表奇形等調査・分析の継続

- 1) 昭和47（1972）年より開始した「全国外表奇形等調査」を継続している。毎年、わが国の奇形発生状況の把握および分析を四半期毎に行う。調査結果はICBDSRに報告し国際的に協力する。
- 2) またこれらの結果を、こども家庭庁を含めた中央の行政機関と共有し、わが国の外表奇形等の把握に努め、今後の行政施策に反映させるための基礎資料とする。
- 3) 公立大学法人横浜市立大学との連携のもと、横浜市立大学附属市民総合医療センター内に設置されているクリアリングハウス国際モニタリングセンター日本支部に調査結果の「まとめ」を依頼し、統計学的、疫学的な分析を加え、「年次外表奇形等統計調査結果」を作成し、協力機関等に配布している。令和7年度においても同様の対応とする。
- 4) 本調査・分析で得られたわが国の外表奇形等の推移、現状や、その問題点、また母児の健康をまもる必要性から先天異常モニタリングの継続の重要性についての広報活動を行う。日本産婦人科医会の協力モニタリング医療機関210施設からの回答数に減少傾向、また偏りが見られるため、母データのバイアスや偏在が懸念される。あらためて一般産科医療機関の登録の依頼を行い登録施設の増加を目指す。
- 5) 昭和60年度以降行っている胎児異常診断のアンケート調査を継続する。

2. マス・スクリーニングの普及とその実態調査（隔年実施）

約20種の先天代謝異常症のスクリーニングを行うマス・スクリーニング法は、現在は全国すべての新生児が受けられる態勢となった。スクリーニングが確実に行われることにより、早期診断・早期治療に結びつくことが期待される。し

かし、その連携体制の周知は十分なものとは言えず、また機器やランニングコスト、検査陽性例の対応など、運用実施上の課題を検討する必要もある。また、導入後の有効性についても検討を行っていく。

また、近年新たなオプショナルスクリーニング対象疾患に対する取り組みも活発化しており、特に2疾患を追加するための実証実験が行われる見込みのため産婦人科医会として必要性を見極め推進する必要がある。

3. 新生児聴覚スクリーニングの普及推進

平成28年3月29日厚生労働省母子保健課長名で通知が出された新生児聴覚検査の実施推奨の通知を踏まえ、全出生児への検査の実施を推進するとともに、さらなる公費負担実現にむけて、母子保健部会と共同で国へ働きかける。公費負担実現の際には、その実施状況の把握など実情の把握および新たな課題の抽出も行う。

4. RSウイルスワクチン等接種の情報提供および啓発活動

2024年5月、本邦においてRSウイルスワクチンが接種可能となった。同薬剤は米国においては日本に1年先んじて投与が開始されており、既に30万人以上の妊婦に接種されている。複数の安全性のサーベイランス結果で臨床試験（MATISS試験）と同様の安全性が報告されている。また、英国では2024年9月より全ての妊婦が無料でRSウイルスワクチンの接種が可能となっている。本邦では、本ワクチンの投与が開始されて間もないため、ワクチンの認知度、投与へのアクセス、任意接種による費用負担など、接種拡大へ様々な課題がある。本ワクチンのみならず新たな予防選択肢も増える可能性があり、RSウイルスについて正しく認知し、予防行動につながるよう、接種環境整備も進めていく。

5. “風疹ゼロ”プロジェクトのまとめ

—先天性風疹症候群の予防のためのワクチン接種推進活動—

2012～2013年に発生した風疹流行により、2014年までに先天性風疹症候群（CRS）が45例発生した。10年前からの対策がいまだ十分でなく、再び流行の兆しがある中で政府の令和2年風疹排除目標に向けて本会を挙げて実施する“風疹ゼロ”プロジェクトの推進啓発活動を行ってきた。

- (1) 風疹の流行状況とCRSの発生を把握するとともにホームページや医会報を活用して会員および妊婦、社会への啓発を行い、一定の効果は得られた。
- (2) 風疹を日本から排除するために実効性のあるワクチン接種施策等について関係各機関と協議、検討し、本会の掲げる“風疹ゼロ”プロジェクトの今後の活動について協議する。
- (3) 第5期接種事業終了後も引き続き啓発活動を行う。

6. 出生前検査の影響、課題の検討

- (1) NIPTの進捗状況、課題点を把握し、地域別の登録施設の充足状況を調査する。またNIPTにおける検査の応用、発展状況の把握とともにその意義について情報発信する。
- (2) 厚生労働研究班の進捗の把握
遺伝カウンセリング体制、認定遺伝カウンセラーの充足状況、厚生労働省

- の出生前診断への関与について状況を把握する。
- (3) 現況・課題の検討（即時的対応を要する課題を含めて）
妊婦健診と胎児超音波検査について、着床前検査の現況と課題、問題点について検討する。
7. 葉酸摂取を含めた栄養や妊娠中のワクチン接種などをはじめとして、将来の母児に影響を及ぼしうる各種の要因についての啓発周知への取り組み
妊娠可能な年齢の女性に対する葉酸摂取に係る適切な情報提供の推進について、ホームページやパンフレット等の方策を続けて検討する。また成育基本法の施行に伴い、児に異常、影響を及ぼしうる各種の要因（葉酸を含む栄養摂取、体重管理、喫煙、飲酒、母体疾患、服用薬剤、感染症、メンタルヘルス、既往分娩、前児情報等）を包括的に扱うプレコンセンプション外来の検討も行う。
8. 委員会
以上の事業を円滑に遂行するため、先天異常委員会を存置する。

B. 研修部会

研修部会は、医学・医療の進歩への迅速な対応と医療事故防止の観点から安全な医療の追求を目的として、全会員に最新の医学・医療情報を提供していくことを目標としている。様々な情報提供の手段を駆使して、的確かつ迅速に効率のよい研修方法を供給していくことを念頭に事業を展開、推進する。

具体的な事業は、研修資料（研修ノート、研修ニュース）の作成、最新医療の紹介（医会報学術欄）、DVDを用いた資料の提供、医会ホームページを用いた迅速な情報提供や医会 eラーニング導入への協力のほか、スマートフォンなどの電子媒体を用いた資料提供も行っている。

また、日本産科婦人科学会学術講演会の医会・学会共同企画である生涯研修プログラム、日本産婦人科医会学術集会プログラムにおける企画、協力、並びに資料作成、産婦人科診療ガイドライン作成への協力等を本年度も引き続き行っていく。

令和7年度は以下の事業を行う。

1. 研修資料の作成

(1) 令和7年度研修テーマ

令和7年度の研修テーマについて、研修ノートNo115・116を作成する。

例年と同様に最近のトピックやフローチャート、図表、写真など多用して「目で見て理解できる」ように構成を考え、早期発刊にむけて努力する。

また、医会ホームページの会員専用ページに掲載および収載形式の検討およびスマートフォンでも見やすい収載の方法も検討する。

研修ノートは、冊子を全会員に配布し、医会でも保管する。

また、作成された研修資料に関しては今後医会会員以外の医師にも有料で販売し、活用していただけるような販路を検討する。

1) 「プレコンセプションケア」(No.115)

執筆者：分担執筆者25名

2) 「産婦人科診療 こんなときどうする？」(No.116)

執筆者：分担執筆予定

(2) 令和8年度研修テーマ

研修ノートの原稿執筆を従来よりも早めに依頼し、研修ノートの早期発刊をめざす。産婦人科医として知っておくべきエビデンスや新知見を考慮に入れ、写真や図を多用した構成とする。

1) 「インフォームド・コンセント／インフォームド・チョイス」(No.117)

執筆者：未定

2) 「診療所開設運営マニュアル」(No.118)

執筆者：未定

2. 令和9年度研修テーマの選定

令和9年度の研修目標を定めて、それに沿ったテーマを選定する。

3. 生涯研修の充実に関する検討

会員の要望、研修内容、研修機会の利便性を生涯研修における3要素と意義

づけ、それらを念頭においた研修の充実を図る。本年度も「研修スタイル」に焦点をあてた新たな企画や資料のデジタル化を検討し、広い観点から研修テーマや研修資料などを構築・作成する。

具体的な活動計画として、

- (1) 第77回日本産科婦人科学会学術講演会へ参画・協力し、「生涯研修プログラム」の一環として、「ハイリスク例の医療行為に関連した重篤な後遺症を減らす」「無痛分娩Pros and Cons」と題して講演を企画する。

また、第78回日本産科婦人科学会学術講演会「生涯研修プログラム」へ参画・協力の準備を行う。

なお、医会・学会共同プログラムである「生涯研修プログラム」の重要性を医会会員以外への広報として、本年度も医会紹介パンフレットを同封にて配布することを検討する。

- (2) 研修ノートの電子書籍化を継続する。
- (3) 医会ホームページに研修関連のコンテンツを継続する。
- (4) 日本産婦人科医会学術集会や生涯研修会等の企画や研修資料の作成に協力し、会員の効率的な生涯教育に資する。
- (5) 本部会の刊行物としては、研修ノート、研修ニュース、日産婦医会報学術欄等があるが、本年度も将来を見据えたこれらのデジタル化保存を継続する。会員の生涯研修のため、eラーニングシステム運用に合わせてオリジナル教材を作成する。適時他の部署との委員会を開催してテーマを協議する。また、専門医取得のための単位として活用できるよう、講習時間や内容についても検討する。

4. 学術研修情報の提供

- (1) 「研修ニュース」の発行

研修ノートではup-to-dateな問題に即応しきれないため、本年度も「研修ニュース」を適宜発行し、重要な新しい情報の提供や必要事項の周知などを行う。

- (2) 日産婦医会報「学術欄」への協力

会員へ時宜を得た新しい学術情報の提供を図る観点から、本部会にて企画・検討した学術研修情報を、医会報編集部会をはじめ関連各部の協力を得て、日産婦医会報「学術欄」に掲載する。

- (3) 患者向け小冊子の監修・委託・発行

日常の診療現場で役立つよう、研修ノートの内容などを患者向けに手直した小冊子の監修、改定を行うとともに、販売を委託し、発行する。

5. 「産婦人科診療ガイドライン産科編・婦人科外来編2026」の発刊に協力

6. 日本専門医機構認定産婦人科専門医更新申請のための支援体制の充実

日本産婦人科医会会員が日本専門医機構の専門医更新を、安心して容易に申請できるよう支援するとともに、各都道府県産婦人科医会との連携を強化する。

7. 本会が作成した研修資材の全会員への提供に関する検討

本会が作成した研修資材を全会員に情報提供できる方策としてアクセス等

の利便性を図るなど継続的に検討する。

8. 委員会

上記事業を円滑に遂行するため、引き続き研修委員会を存置する。

Ⅲ. 医療部

A. 医療安全部会

医療安全部会の主な事業は、偶発事例報告事業、妊産婦死亡報告事業（母体安全への提言を含む）、母体救命法普及運営事業、妊産婦重篤合併症報告事業、会員支援、医療安全への方策（各種調査、マスコミ対応等）と多岐にわたる。本年度、「偶発事例報告事業」のWeb報告システムを整備して利用を開始する。また、「わが国の妊産婦死亡事例の解析ワークショップ」での活動を支援し、その成果を積極的に情報発信する。このような活動を通して、産婦人科医療のより安全な提供体制の確保と維持のため、迅速かつ適確に各事業に取り組む。

1. 医療の安全性の向上および安全教育

(1) 偶発事例報告事業（2004年～）

会員から報告される偶発事例を集計する。報告事例について分類し、分析・検討を行い、問題点などを抽出し、再発防止を目的に情報発信する。2024年の報告については、今までどおりの集計作業を行う。2025年からはWeb報告システムを活用する。システム運用に際しては、会員への周知を徹底する。

(2) 妊産婦死亡報告事業（2010年～）

1) 妊産婦死亡事例検討

会員から報告される妊産婦死亡事例の臨床経過について、妊産婦死亡症例検討委員会において一例ずつ事例検討を行って、死因、医学的問題点、再発防止に向けた提言などを記載した事例検討評価報告書を作成して当該医療機関に送付する。さらに、報告書を取りまとめて「母体安全への提言」を発刊し、冊子を会員に配布して周知を図る。

2) わが国の妊産婦死亡事例の解析ワークショップ（2024年～）

ワークショップの運営を行い、解析が上手く進むようサポートする。成果物を発表する方法等についても検討する。

(3) 妊産婦重篤合併症報告事業（2021年～）

妊産婦死亡報告事業と同様に報告される妊産婦の重篤合併症事例[脳出血、肺血栓塞栓症、周産期心筋症、羊水塞栓症、敗血症（劇症型A群溶連菌感染症を含む）、大動脈解離]について報告事例を検討する。その上で、妊産婦死亡報告事業の検討結果と合わせて、各疾患について救命のための対応、治療法、救命法、システム等について検討する。

(4) 母体救命法普及運営事業（2019年～）

日本母体救命システム普及協議会（J-CIMELS）で定めたプログラムを用いた講習会の開催を通じて全国で母体救命法の普及が進むよう、都道府県産婦人科医会とも協働して取り組む。また、受講者の認定・更新などの業務を行う。海外のガイドラインや他学会・団体の指針をもとにプログラムの更新などの学術活動をJ-CIMELSに委託することで、講習内容の最適化をたえず検討する。

(5) 日本母体救命システム普及協議会（J-CIMELS）の活動支援

J-CIMELS設立7団体の一翼を担う立場から、J-CIMELSに委員を派遣し、各委員会での妊産婦の救命に関連する学術活動に協力・支援する。

- (6) 無痛分娩関係学会・団体連絡協議会（JALA）の活動支援
JALA構成団体の一員として、協議会に委員を派遣し、各分科会で無痛分娩の安全性確保に向けた活動を支援する。よりスムーズな運営・管理ができるように、JALA事務局のあり方について検討する。また、無痛分娩実施施設が増加傾向にあるなかで、安全性を高めるための研修方法や有害事象事例の収集などについてJALAへ提案できるように検討する。
- (7) 胎児心拍数陣痛図の評価と対応に関する教育資料の提供
 - 1) 「胎児心拍陣痛図の判読と解釈・対応」小冊子
令和5年度に改訂した小冊子を有料頒布する。また、令和6年度に作成した英語版の冊子について、会員や関係方面に広報し国際貢献の推進を図る。

2. 会員支援活動

- (1) 会員からの要請に基づく支援
医療安全の確保に問題を抱え、支援を希望する会員（医療機関）に対し、都道府県産婦人科医会や都道府県医師会と連携をして個別に支援を実施する。
- (2) 産科医療補償制度の「別紙」に基づく支援
日本医療機能評価機構（産科医療補償制度）の原因分析報告書で同一の指摘を複数回受けた医療機関（会員）に対し、同機構から送る報告書に、医会からの支援案内を同封して送付する。その上で、支援要請があった場合、都道府県産婦人科医会や都道府県医師会と連携して支援を行う。
- (3) 医事紛争事案に関する支援
刑事事件や民事裁判であってもその判決が産婦人科医療に大きな影響を及ぼすと思われる事案については、都道府県産婦人科医会と連携し、意見書等を準備し積極的に支援する。必要に応じて小委員会形式等で専門家も交えた意見交換を行うなど、機動的に対応する。

3. 疫学的調査等

- (1) 施設情報調査の情報の分析
施設情報調査をもとにJ-MELSベーシックコース受講者やNCPR有資格者の配置状況の把握、無痛分娩施行状況の把握を行う。
- (2) 関連情報の収集
必要な資料を適宜作成するために、情報の収集、分析、検討を行い、会員への情報提供および対外的働きかけに活用する。

4. その他の医療安全のための活動

- (1) 第34回全国医療安全担当者連絡会の開催
時事にあったテーマを全国の担当者と共有し、産婦人科医療の安全性の向上に関連する情報の共有を行う。
- (2) 日産婦医会報「シリーズ医事紛争」掲載
医会報編集部会、医療安全委員会委員等の協力を得て、掲載を継続する。裁判所のホームページや有料の判例データベース、情報誌等の購読を通じて判例情報の収集を図る。
- (3) 協力事業

関連団体等と連携した対外的働きかけや会員への情報提供。

- 1) 羊水塞栓症の血清検査事業（2003年～）
浜松医科大学で行っている同事業に協力する。
- 2) いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）との協働
国の『自殺対策白書』や妊産婦自殺情報の解析を通じて、妊産婦の自殺を防止するための提言などの作成と周知にJSCP並びに母子保健部会と協働して取り組む。
- 3) 産科医療補償制度（2009年～）
日本医療機能評価機構と脳性麻痺児の周産期管理上の課題を共有し、会員に再発防止に向けた注意点の情報提供を行う。
- 4) 医療事故調査制度（2014年～）への協力と会員への助言
医療事故調査制度に関連する事項について会員への的確な助言を行う。
特に、死産をはじめとする産婦人科関連死亡について助言する。必要があれば、報告事例について検討し、フォローアップを行う。

5. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、医療安全委員会を存置する。

B. 勤務医部会

勤務医部会では毎年分娩取扱い病院に対し、就労環境についてのアンケート調査を行い、わが国の産婦人科勤務医の実態を調査分析して報告し、産婦人科勤務医に現状の把握と改善の糸口を提案することで、産婦人科勤務医の勤務環境の整備に有益な情報を提供してきた。今後も、2022年10月より施行された出生時育児休業、男性育休の取得状況や、宿日直許可制度、MFICU加算の運用などを含めて、2024年4月より施行された働き方改革施行後に産婦人科勤務医が直面している問題をリアルタイムで取り上げ、さらにB水準および連携B水準が廃止される2036年に向けて、勤務体制整備を支援できる情報提供を目指し、アンケート調査の内容を吟味して継続していきたいと考える。

また、本年度も年2回の「勤務医ニュース」の発行、さらに厚生労働省や日本医師会など関連団体との連携も進めながら、全ての産婦人科勤務医の就労環境の改善に向けて提言し、活発な活動を継続していく予定である。医師の働き方改革情報サイトの運営については更新頻度を上げ、より身近なテーマを取り上げ、さらに充実させていきたいと考える。勤務医懇話会に関しては、本年度も引き続き開催し、地域による医師偏在や分娩数減少などをテーマに取り上げる予定である。

勤務医部会では産婦人科勤務医支援のために、本年度の事業を以下のように計画する。

1. 産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケート調査

本年度も継続する。本調査は、全国規模の経年調査としては唯一の、分娩取扱い病院の産婦人科勤務環境実態調査である。産婦人科勤務医の待遇に関する調査は平成19年より開始し令和7年度で19回目となり、女性医師に関する調査は平成20年より開始し18回目となる。

本調査では、施設ごとの病院機能（分娩数・帝王切開数・母体搬送受入数）、男女医師数（常勤・非常勤）、勤務環境（宿日直/夜勤回数・在院時間）、女性医師勤務支援体制（院内保育所・当直緩和）、外勤実態等の経時的変化を追ってきた。令和6年からは『医師の働き方改革』が始動し、本調査においても時間外労働上限規制に関する水準申請の状況、宿日直許可取得の状況、追加的健康確保措置の遵守率、長時間労働医師への面接指導の実態等の調査を開始した。これらの調査は継続して、『医師の働き方改革』の産科施設機能や勤務環境への影響を検討し、今後の課題を抽出することを計画する。

日本の分娩は減少傾向であるがハイリスク化しており、夜間分娩や産科救急を扱う産科医師の業務負担は必ずしも軽減していない。我々は『医師の働き方改革』を推進し勤務時間を減少させながら施設機能は保持する、という難度の高い課題を抱え、『休息』に位置づけられる当直を負担し、『自己研鑽』という名目の仕事も負っている。

本調査の結果については、報告冊子の発行、本会の定例記者懇談会、その他のメディアを通じて情報を発信し、問題を提起していきたい。

2. 産婦人科医師の働き方改革情報サイトの運営

令和4年11月に「産婦人科医の働き方改革」をテーマにしたホームページを

開設した。働き方改革に関する情報提供や自己診断ツールに加え、各地の現状を伝える事例紹介の記事を順次掲載している。令和6年4月の働き方改革開始後の進捗状況や、問題点への対応策に関する記事を定期的に更新し産婦人科勤務医への幅広い支援を継続する。

3. 勤務医懇話会の開催

令和3年度より、毎年度「管理者・指導者に聞く『医師の働き方改革』への取り組み」をテーマに、全国の各ブロックの各県推薦者にご発表いただき、「勤務医ニュース」に概要を掲載している。令和6年度は九州ブロックで開催し、令和7年度は関東ブロックを予定している。この懇話会では、各ブロックの生の声を伺うことで、全国統計だけでは把握の難しい地域特有の状況や問題を明らかにしている。

4. 座談会の開催

過去には、様々な働き方の女性医師、フリー勤務の医師、医師の世代間格差に関する座談会等を企画し、多様な働き方や価値観について「勤務医ニュース」で報告してきた。令和6年度は『医師の働き方改革』開始直後に生じた働き方の変化をテーマとして座談会を開催し、中堅医師を中心に討論した。令和7年度は、改革始動1年後の課題抽出を目標とする座談会を企画していきたい。

5. 「勤務医ニュース（JAOG Information）」の発行

勤務医が必要とする様々な情報をはじめ待遇改善や女性医師支援に役立つ情報を提供することを目的とし、年2回発行する。アンケート調査結果や懇話会の内容は勤務医ニュースにも掲載する。

6. 関連団体との連携

厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会サステイナブル産婦人科医療体制確立委員会、各大学女性医師支援センターなどの関連団体と連携を進め、性別に関わらず能力を発揮して活躍できるための施策を提言し、働きかけていく。

7. 委員会

勤務医部会の活動のため委員会を存置する。

C. 医業推進部会

医業推進部会は、産婦人科医業を行う上での様々な問題に対して、その問題点を抽出・検討し、その対応策について立案・提言を行い、会員に正確な情報を提供することを目的にしている。特にコロナ禍後、加速度を増した分娩数減少や受診控による経営悪化、緊急避妊薬のOTC化の動きや経口中絶薬の承認、不妊治療の保険適用化、さらには出産費用の保険適用化の検討開始など産婦人科医療機関の経営を取り巻く状況は厳しい。人口減少、少産多死社会において生涯にわたる女性の健康をカバーする医療を提供することで、学問的および経営的魅力を発信できるように、母子保健に関わる公的事業の拡充を求めるとともに、新たな診療分野の開拓、新規開業、継承などの医療経営相談などの診療所支援に取り組む。会員のDX対応促進や自治体から医療機関への支援情報などへのアクセス向上のため本会HP活用を図る。産婦人科医業全般に関わる問題の発生時には、庶務部会や関連する部会と横断的に緊急対応を行っていく。

1. 事業（下線は重点事項）

(1) 周産期診療関連（出産費用の見える化、支援のあり方検討への対応）

1) 令和6年度に運用開始された「出産費用の見える化」に関連して適切な分娩費用のあり方やその設定、そして分娩取扱施設の情報を妊婦さんにわかりやすく提供する方法やそのための環境整備を検討する。

2) 分娩費用の保険適用化の議論への対策として出産を取り扱うため必要なコストなどを医療経営の観点から検討するとともに、現在担保されていない妊娠期から産後のさまざまな医療、支援の報酬化など出産への依存からの脱却など持続可能な経営のための施策を検討する。

3) 産婦人科診療所の経営に対する援助を行政から引き出せるよう、日本の周産期医療における有床診療所の必要性を訴える。

4) 産婦健診、産後ケア事業の公費助成の充実や広域化を求める方策を検討する。

(2) 婦人科および女性ヘルスケア関連

1) 不妊症の保険適用化後の実態調査を踏まえて具体的な問題点を抽出してその対応を検討する。

2) 緊急避妊薬OTC化や経口中絶薬をはじめとして、女性のライフサイクル全般、思春期診療から全老年期の在宅医療や地域包括ケア、予防医学、オンライン診療導入等に有用な資材など参入や集患に有益な情報提供を行う。

3) 収益に寄与する保険診療上の工夫や自費診療を行う上での工夫、新たな分野への参入などについて提案する。作成した骨子を医療保険部会等関係各部と協議の上、具体的な方策提言書を作成して会員に的確な情報を発信する。

○ (3) 経営支援

1) 新規開業・継承の、医療経営についての情報提供、相談の窓口設置を検討する。

2) 行政の各種補助金・交付金など医療経営に資する情報への会員のアクセス向上を図る。

3) 働き方改革など労務関係の情報を会員に伝達するとともに、各施設の経営

が圧迫されないような方策を検討する。

2. 全国医業推進担当者伝達講習会の開催

医業経営に関する知見やアイデアを伝達するため各都道府県産婦人科医会医業推進担当者を対象として伝達講習会を毎年開催してきた。開催形式はこれまで培われてきた方策にWebを併用したハイブリッド開催として医業推進担当者だけではなく広く会員に発信する。

3. メディカルスタッフ生涯研修会の開催

要求水準が高まる医療の質の向上とチーム医療推進のためメディカルスタッフ生涯研修会を開催してメディカルスタッフのスキルアップ、リスクリングに務める。CTG判読や母体救命、NCPRなど周産期だけでなく、OC/LEP服薬指導や避妊指導、経口中絶薬なども研修テーマとする。

4. 医療と医業の項（日産婦医会報）の継続

医療と医業に関する原稿を会員から募集し、医会報編集部会と協議の上で掲載する。

5. 関係各部および関連諸団体との連携

医業推進部会の事業に関連する諸問題については、本会内他関係部門、厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会、全国有床診療所協議会、日本看護協会、日本助産師会等の外部組織とも連携し、円滑な事業の推進を図る。

6. 委員会

事業を円滑に進めるために医業推進委員会、必要に応じて小委員会・部会を開催する。活動に当たりメーリングリストや積極的にWebやハイブリッド形式での会議を活用する。

D. 医療保険部会

令和6年度診療報酬改定をうけて、医療保険部会では具体的な運用を検討し、医療保険必携の改定やブロック医療保険協議会等を通じて会員へ伝達してきた。しかし新たに設けられたベースアップ評価料や医療DX推進のための加算等は未だ十分に運用されていない施設も多く、令和7年度においても厚生労働省と協議して適切な情報を会員に向けて発信し運用拡大を促していく。また令和7年5月31日までの経過措置が設けられた入院通則の改定についても、会員に再周知を行い現場での混乱が生じないようにしていく。

次回令和8年度診療報酬改定は、年々総医療費が増加し財源が不足することから医療者側にとっては引き続き厳しいものになると思われる。このような状況下で、産婦人科領域での新たな医会の要望事項を、日本産科婦人科学会を始め女性医療関連の諸学会と緊密に連携を取りながら、その内容に応じて外科系学会社会保険委員会（外保連）・内科系学会社会保険連合（内保連）・日本医師会などに提出、厚生労働省のヒアリング対応など実現に向けた活動を進めていく。

出産費用の保険適用については、「妊娠・出産・産後における妊産婦等の支援策等に関する検討会」で議論が進められているが、拙速な保険化によって医業経営が圧迫されることがないよう医業推進部会とも連携し対応していく。

1. 産婦人科診療報酬の適正化へ向けた活動

現行医療保険制度における診療報酬体系は如何にあるべきかを模索するとともに、社会的、経済的情勢をふまえてマクロ的視点から適正な産婦人科診療報酬を研究し、その実現に向けて提言し行動する。

○ 2. 次期診療報酬改定への要望事項の整理と実現に向けた活動

2026年4月に予定される診療報酬改定に向けて、ブロック医療保険協議会、全国医療保険担当者連絡会、医療保険委員会などから提案された要望事項を整理し、日本医師会、外保連、内保連、日本産科婦人科学会などとの密接な連携のもとでの調整の他に、中医協における議論の経緯にも注視しつつ、時機にあった項目を重点的に再整理し積極的に関係諸団体に働きかける。

3. ブロック医療保険協議会や各都道府県産婦人科医会担当者との連携

- (1) 医療保険事業の活動推進のため、要請に応じてブロック医療保険協議会、各都道府県産婦人科医会医療保険研修会等に協力する。診療報酬点数表の解釈について、運用上の疑義がある場合は可及的速やかに対応する。
- (2) 医療保険に関する問題について、特に周知徹底を図る必要が生じた場合は、随時各都道府県産婦人科医会の担当者を通じて会員の研修を企画する。
- (3) 診療報酬の適正化に向けた提言、要望をブロックや各都道府県から収集する。

4. 診療報酬点数表における運用上の新規事項や疑義解釈について会員への伝達

- (1) 医療保険および診療報酬点数表における運用上の疑義解釈や新たに発出された通知等で、重要なものについては可及的速やかに会員に伝達する。

(2) 伝達的手段としては、日産婦医会報および医会ホームページ、またはブロック医療保険協議会、各都道府県産婦人科医会医療保険研修会などの場を活用して行う。

5. 関連諸方面との連絡折衝

産婦人科医療保険診療の円滑な運用のために、厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会、外保連、内保連など関係諸団体との連絡折衝を図る。

6. 委員会

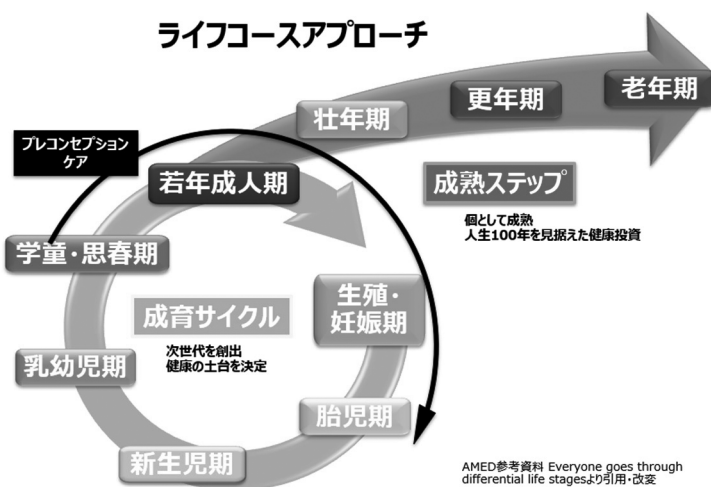
医療保険委員会を存置する。また、必要に応じ医療保険小委員会を開催する。

IV. 事業支援部

A. 女性保健部会

本部会は、生涯にわたる女性の健康問題について、政策的に重要な課題を抽出し調査・研究を行い、産婦人科医並びに社会に対して啓発していく活動を行っている。国は骨太の方針において、若い時期からのプレコンセプションケアと、ライフコースアプローチによる健康寿命延伸・生涯活躍を支える予防・健康づくりを、持続可能な経済社会を目指すための政策パッケージに掲げており、本部会の活動を推進していくことはきわめて重要である。

一方日本におけるSRHRは、まだ欧米諸国のレベルに到達しておらず、包括的性教育を中心とする発達段階に応じた健康教育、適正な避妊法の普及、思春期保健を含むプレコンセプションケアの理解と浸透、更年期以降のヘルスケアなどを通じて女性活躍をヘルスケアで支える活動を行うとともに、性暴力被害者支援等を通じてSRHRおよびその推進のエンジンであるジェンダー平等の達成を目指して活動していく。



1. 性教育指導セミナー

性教育において必要な情報を学ぶとともに、開催地の参加者同士および全国からの参加者の意見交換により、連携の基盤となる関係性を構築し、好事例の全国展開およびSRHRの推進に直接関与する産婦人科医の性教育への参入を促す。従前は集録集を発行してきたが、その意義については今後再検討する。

第47回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会（開催担当：埼玉）

メインテーマ：「未来を拓く性教育：DXによる性教育イノベーション」

日程：2025年7月27日（日）

場所：大宮ソニックシティ

プログラム等については、開催担当都道府県と連携し支援する。開催後に課題やセミナーのあり方を協議し、次年度事業に活かす。今後の開催地の誘致活動を行う。

今後の予定

- ①第48回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会（2026年開催：宮崎県担当）予定
- ②第49回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会（2027年開催：高知県担当）予定
- ③第50回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会（2028年開催：医会担当）予定

2. 成育サイクル（特に思春期・若年成人期）の保健に関する活動（思春期成熟期小委員会担当事業）

プレコンセプションケアの中心となる包括的性教育を含めた発達段階に応じた健康教育の推進、計画的な妊娠のためのSRHRの課題解決に向けた取り組み、性暴力被害者支援の充実、ライフプランを見据えたヘルスケアの普及推進などを通じて、成育サイクルにおける女性保健の向上を図る。

（1）性に関する健康教育

文科省学習指導要領においては、教員が行う性の健康教育について未だ歯止め規定があることから、産婦人科医が地域において医学的観点から発達段階を見極めて性の健康教育を推進することの意義は大きい。単なる性と生殖に関する知識に止まるいわゆる性教育ではなく、関係性や法律、ジェンダーの視点や価値観などを育み、より良い人間関係を築き真の性と生殖におけるWell-beingを目指す包括的性教育の実装を目指す。政策的な課題も含めて整理し、教育関係者とともに包括的性教育への理解増進とその浸透に向けての活動を行う。

1) 性教育講演用スライド

本委員会では2023年にブラッシュアップした中学生向け性教育用標準スライド「思春期って何だろう？性って何だろう？」を広報していく。特に子宮頸がんやHPVワクチンのスライドは「がん教育」として活用し、思春期や若年女性へHPVワクチン接種を推進し、接種を産婦人科で行うことを推奨することで、産婦人科医が女性の生涯のライフパートナーとなる第一歩につなげるように努める。スライドは会員に広く利用いただけるよう日本産婦人科医会のHPからダウンロードできるようになっており、適宜内容をバージョンアップしていく。

2) 「学校医と養護教諭のための思春期婦人科相談マニュアル」の活用の検討と啓発

学校現場において、児童・生徒から月経や妊娠ほか、性に関する質問を受けたときの対応に役立つ「学校医と養護教諭のための思春期婦人科相談マニュアル」を作成・有償提供している。令和5年度作成の改訂版の活用と広報に努める。

- 3) 包括的性教育の好事例を研究し、導入しやすい教育コンテンツを教員を交えて作成することに向けて検討を行う。性教育指導セミナー等を通じて教育関係者と接点を作るよう取り組む。
- 4) 各都道府県での性教育の取り組みについて、学校現場での実践に関する現状把握と課題抽出を行い、好事例の収集とともに、包括的性教育として普及・浸透させるための方策を検討する。

（2）女性アスリートのためのワーキンググループの活動

日本産婦人科医会は一般社団法人女性アスリート健康支援委員会の構成団体であり、他の4つの構成団体と連携して、同委員会が主宰する産婦人科医向け講習会の実施（年1回程度）や広報、資料作成、女性アスリートに対する診療に詳しいスポーツドクター等への参加要請等に協力する。

（3）性犯罪・性暴力被害者支援

- 1) 「産婦人科医における性犯罪被害者対応マニュアル（実践編）」および「性犯罪被害者診療チェックリスト」改訂版の活用。

○ 2) 性犯罪・性暴力被害者への医療支援に関する課題の整理

これまで女性保健拡大部会として、司法対応を見据えた性暴力被害者への医療支援にかかわる警察庁、内閣府、医療従事者、支援団体などとの意見交換を行ってきた。しかし、男性や子どもへの性暴力対策への期待が高まっている反面、各組織団体に認識の差がある。また都道府県における性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの開設形態や医療支援の実効性などに多くの課題がある。そこで令和7年度はWGを設置し今後取り組むべき課題を整理する。

- ①性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターや支援団体等、ヒアリングを行う団体を抽出
- ②各団体等の現場担当者および関係学会等にオンラインでヒアリングを行う
- ③課題を整理し、令和7年度中あるいは令和8年度以降に順次取り組むべき事項についてロードマップを作成

(4) 緊急避妊法の適正使用に向けた対応

緊急避妊薬のオンライン診療やスイッチOTC化の検討状況を踏まえ、厚労省、日本医師会とも連携を取りつつ情報収集し、適正使用に向けた体制を検討するとともに確実な避妊法の普及に向けての取り組みを進める。

3. 成熟ステップの保健に関する活動（更年期小委員会担当事業）

国が目指すライフコースアプローチによる健康寿命延伸・生涯活躍を支える予防・健康づくりにおいて、更年期・老年期女性における疾病予防・健康増進は社会経済上大きなインパクトがあり、婦人科としての関わりの意義が増している。

更年期・老年期女性に対する診療は、婦人科外来・オフィスギネコロジーの大きな柱であり、包括的に女性の健康を守る立場として婦人科医がかかりつけ医を目指せるよう、適切な情報をアップデートし支援する。

人口減少社会においては女性の労働力および活躍への期待が大きく、生涯現役を目指す方向で社会制度改革が進んでいることから、働く女性の健康支援の伴走者として産婦人科医が関与する方法を模索する。

(1) 既刊資料の利用促進と活用

- ・「ホルモン補充療法（HRT）の実際・チェックシート」
- ・「産婦人科医のための生活習慣病診療マニュアル」
- ・「産婦人科における骨粗鬆症診療の手引き」
- ・「尿失禁の診療アルゴリズム」

などの活用を広報し、必要に応じてアップデートしていく。

また、受診者と産婦人科医をつなぐ既発行の小冊子についても、可能な限り内容のチェックとブラッシュアップを試みる。

(2) 更年期女性への健康啓発とパフォーマンス向上に向けた産業保健分野への関与

- 1) 企業の労働衛生管理および健康経営担当者、産業医および保健師向けに作成した「更年期障害」への理解・啓発、婦人科受診推奨のためのスライドを理事会の承認を得た後に配布する手段を検討する。無料で配布し利用してもらうことを目的とする。

- 2) 企業の労働衛生管理および健康経営担当者、産業医および保健師向けに、「産業医・保健師のための更年期婦人科相談マニュアル」を作成することを検討する。
 - 3) 会員医師が地域社会での講演等で利用できるように冊子やスライド等を作成する。
- (3) 更年期・老年期のヘルスケアに関するエビデンスに基づいた情報・医療の普及
- 1) 早発閉経・早発卵巣不全の診断と健康リスクおよびヘルスケアとしての治療と管理について、その啓発方法について検討する。
 - 2) 周閉経期・閉経移行期（40歳以降）におけるOC・LEPの安全な使用に関する情報の提供を検討する。
 - 3) ホルモン補充療法（HRT）をめぐる世界的な動向、推奨とリスク管理について、新しい情報を収集しその信頼性を吟味・検討し、必要と考えられる情報を適宜会員へ反映する方法を模索する。
 - 4) 骨粗鬆症診療への積極的関与を推進する。「骨粗鬆症の予防と治療のガイドライン」を参考に、最新版の「産婦人科における骨粗鬆症診療の手引き」の発刊を計画する。
 - 5) 生活習慣病（脂質異常症、高血圧、糖尿病、慢性腎臓病など）の診断、管理に積極的に婦人科医が関わられるようにするための「生活習慣病診療マニュアル」を、最新の各疾患におけるガイドラインを参考に、改訂することを検討する。
 - 6) 過活動膀胱、骨盤臓器下垂・脱および腹圧性尿失禁に対し、薬物療法を行う前の実践すべき行動療法（膀胱訓練や骨盤底筋体操）の実際について、指導する医師、行う患者ともに理解しやすい動画の作成を目指し、その手順について検討する。
 - 7) 高齢化社会を背景に増加している骨盤臓器脱に起因する疾患・症状に対するペッサリー等の各種デバイスの特徴と適応を紹介する一覧を作成し、外来で利用しやすい刊行物の作成を検討する。
 - 8) 更年期診療、生活習慣病診療が、それにかかる診療時間や特別な管理の対価となるよう、会員の診療報酬向上を目的とし関連した保険収載されている医療制度の整理を行うことを検討する。

4. 関連諸団体との連絡提携

各省庁や日本医師会、日本産科婦人科学会等と連絡し、円滑な事業推進を行う。特に、日本医師会学校保健委員会に対しては、都道府県・市町村教育委員会と医師会が関与する専門医の学校派遣に、産婦人科医が参画できるように、密に連絡をとり、医会会員に広報する。

日本医師会全国学校保健・学校医大会などに、産婦人科領域のテーマを盛り込むことにより、思春期の性の問題などへの学校医に関与や連携を求める機会を増やす。

また、本会ホームページの一般向け「健康のこと」のサイトの作成に協力する。

5. 委員会

以上の事業を遂行するために、女性保健委員会を設置する。

B. がん部会

令和7年度は、精度の高い子宮がん検診（HPV検査、液状化細胞診（LBC））の普及に向けた活動、HPVワクチンの接種率向上に向けた活動、乳がん検診への産婦人科医の参入に向けた活動と支援、また卵巣癌、子宮体癌への対策を主な事業計画として、がん対策委員会メンバーを中心に活動していく。また関係各団体と協働して厚労省等へ働きかけを行う。

1. 精度の高い子宮頸がん検診（HPV検査、液状化細胞診（LBC））の普及に向けた活動

（1）わが国の現状を踏まえたHPV検査導入法（HPV検査上乘せ検診、細胞診/HPV検査併用検診）の理解と普及に向けた活動

日本産婦人科医会は子宮頸がん死亡の減少だけでなく、妊孕能並びに女性のQOLを堅持するために高度前がん病変（HSIL）の発見にも力を注いでいる。そのためには感度が高く将来のリスク予測も可能なHPV検査の導入・普及が必要である。

厚生労働省はHPV検査導入にあたり、「5年毎のHPV検査単独法（30～60歳）」を推奨している。しかしながら子宮頸がんの罹患率・死亡率の増加に歯止めがかかっていないわが国においては、現状では受入れがたい導入案である。

日本産婦人科医会は、がん対策委員の先生方の意見をもとに、わが国の現状を踏まえた現実的なHPV検査導入法、すなわちHPV検査上乘せ検診（第一推奨）を提示した。

厚生労働省に対して、わが国の実情・子宮頸がん検診の現状、並びにHPV検査上乘せ検診（HPV検査/細胞診併用）への理解を働きかけていくとともに、HPV検査上乘せ検診の普及に向けた活動を行う。

○（2）液状化細胞診（LBC）の普及に向けた活動

HPV検査を子宮頸がん検診に導入するに当たっては、プラットフォームとして液状化細胞診（LBC）が必須である。LBCは欧米ではほぼ100%の普及率であるが、本邦では60%強にとどまっている。特に従来法からLBCへの移行が遅れている地域（北海道、埼玉、東京、愛知、大阪など）を中心に普及活動を行う。

2. HPVワクチンの接種啓発活動

HPVワクチンは2013年6月から8年以上にわたって、積極的接種勧奨が差し控えられていた。このワクチンの有効性・安全性に関するエビデンスが蓄積されたとともに、われわれは地域と連携して「草の根運動」を展開してきた。このような地道な活動が呼び水となり、「HPVワクチンの積極的勧奨再開を目指す議員連盟」が発足し、2022年4月からHPVワクチンの積極的勧奨が再開された。

2023年4月からは9価HPVワクチンが定期接種に導入された。また男性接種の定期接種導入に向け議論が進んでいる。

本年度も以下の項目を中心に活動を進め、地方やメディアへの働き掛けも強化していく。

- ・ HPVワクチンの啓発を引き続き実施し、有効性と安全性について周知して

いく。予防接種ストレス関連反応（ISRR：immunization stress-related responses）についての理解を広め、適切かつ安全な接種に繋げる。

- ・キャッチアップ接種制度が終了し、定期接種期間内に接種を完了することが重要である。対象者への更なる周知に努める。
- ・男性への定期接種導入は子宮頸がん等女性への効果も期待できることから、国への早期承認を働き掛ける。また、子宮頸がん予防を念頭に男性への9価ワクチンの早期承認の重要性を発信する。
- ・プレコンセプションケアの一環として、がん教育の重要性が認識されつつある。HPVワクチンに関する資材作成など、学校教育への支援を行う。医会女性保健部会とも連携して活動していく。
- ・ワクチン接種を行う地域の医療機関を支援し、HPVワクチン接種後に生じた症状への適切な対応方法や協力医療機関との連携体制などの周知を行う。
- ・HPVワクチン接種の啓発を目的に作成した資材（動画）を活用し、引き続き全国の医療従事者への啓発・教育活動を実施する。

3. 乳がん検診への積極的参加に向けての活動と支援

- (1) わが国で増加傾向著明な乳がん患者の診療に産婦人科医が係わることは、オフィスギネコロジー参入の観点からも意義あるものと考えられる。具体的には、マンモグラフィ読影資格などを多くの産婦人科医が取得するための施策が望まれる。例年どおり乳がん検診用マンモグラフィ読影に関する講習会を開催する。さらに、今後導入予定の乳房超音波検診に即応するため、乳房超音波読影医の育成の支援も積極的に行う。
- (2) より多くの産婦人科医が乳がん検診に参画することを促すために、昨年に引き続き日本女性医学学会などとの共催によりプレ講習会を開催して、マンモグラフィおよび乳房超音波読影資格取得への道を開く。
- (3) 本会のHPに「乳がん検診研修コーナー」をアップし自己研修を可能にしたが、本年度はさらに模擬試験などを含めコンテンツの充実を図る。また日本産婦人科医会、日本産婦人科乳腺医学会等と連携して、研修資料の作成、各地での研修会開催、自己研修可能施設の紹介等を行う。

4. 妊娠・産褥期およびプレコンセプションにおける乳がん検診の啓発と普及

妊娠期および産褥期に発見されるいわゆる妊娠関連乳がんは進行例が多く予後が悪いことが知られている。発見の遅れが予後不良の最大の原因である。そもそも妊婦の大半を占める40歳未満の女性は対策型検診の対象になっていない。その理由は、死亡率減少効果が証明されているモダリティが無いこと、症例が少ないことから費用対効果が低いことが挙げられる。しかし妊娠関連乳がんへの対応は、単なるがん対策ではなく、次世代の命や健康を守るという成育基本法の理念に沿うべきである。すなわち早期癌で発見できれば、死亡率減少だけでなく児の命を守ることができる。

また妊娠を望む女性への、プレコンセプションケアとしての乳がん検診により妊娠前に早期発見することができれば、卵、胚あるいは卵巣凍結など妊孕性を温存した上で標準治療を受けることが可能となる。

さらに若年女性の乳癌はHBOCなど遺伝性乳癌のリスクが高いことから、卵巣

癌のサーベイランスも必要となり、この点からも産婦人科医にとっては重要なテーマである。

国は、がん治療前の妊孕性温存への助成を2021年度から、またARTなど不妊治療の保険適用を2022年度から実施することを決定するなど、リプロダクティブヘルスへのサポートを強めている。成育基本法に基づいた乳がん検診に対する支援が求められよう。

妊婦を含む若年女性の乳がん検診の意義の啓発を進めるとともに、検診体制の確立・普及を図っていく。

- (1) 妊娠関連実態を明らかにするために症例の収集を行う。

昨年報告された日本産科婦人科学会のアンケート調査（2018年1月～12月）で、妊娠関連乳がんとして9,823例中13例、約1,250例に1例認められることがわかった。この数字は従来報告されていた3,000例に1例に比べて2倍以上の極めて高い頻度である。若年女性の乳がん罹患率の上昇および妊娠年齢の高齢化により今後も増加していくと考えられ、引き続き情報の収集を行っていく。
- (2) 成育基本法に則った妊婦および若年女性（プレコンセプションケア）の乳がん検診の必要性を、当該女性のみならず、産婦人科医、乳腺専門医、助産師等に広報していく。
- (3) 乳房超音波検診を中心とした妊婦および若年女性（プレコンセプションケア）の乳がん検診体制を構築し、可能な地域からスタートする。

上記（1）および（2）を推進するため、妊娠女性および若年女性の乳がん検診において必要となる知識と技量の習得を目的とした講習会を、日本乳癌検診学会の後援を得て行っていく。同講習会の開催については、本年度も引き続き日本産婦人科乳腺医学会および日本乳癌検診学会の理事長および理事会の了承を得ている。
- (4) (1) で述べたように日本産科婦人科学会のアンケート結果などをもとに、妊娠女性およびプレコンセプションにおけるブレストアウェアネスおよび乳がん検診の必要性をガイドラインに記載できるように働きかける。
 - また、日本産科婦人科学会の女性ヘルスケア委員会で作成するブレスト・アウェアネスの啓発動画（患者向け）作成への協力をする。
- (5) 日本産婦人科乳腺医学会と連携して、乳腺疾患管理に対する知識、技量を備えた、乳房超音波検査ができる（精度管理中央機構の超音波検査試験合格者）エキスパート助産師を育成する。
- (6) 乳房超音波検査をアシストするAI診断機器の開発が進んでいる。診断精度や使用方法などの情報の収集および発信を行うとともに、開発業者に対して産婦人科医の求める機能を伝えていく。
- (7) これらの事業を進めるために、日本産科婦人科学会（広報、教育、研究）、日本産婦人科乳腺医学会（広報、教育、エキスパート助産師の育成）、日本乳癌検診学会（検診）および助産師会（広報、エキスパート助産師の育成）との協議を始める。

5. 経膈超音波検査を導入した婦人科がん検診の意義と普及に向けた活動（増加傾向にある卵巣がん、子宮体がんに対する対策）

背景：・近年、わが国においては卵巣がん、子宮体がんの増加が著しい

- ・子宮がん検診に経膈超音波検査を導入している地域がみられる
 - ・経膈超音波機器が普及しており、またその性能が向上している
- 婦人科超音波検診研究会議・パイロットスタディ：

子宮がん検診で来院した女性に経膈超音波検査を併用することにより、
卵巣がん、子宮体がんの発見数を増やすことが可能かを検討。

- (1) 子宮がん検診に経膈超音波検査を導入している地区の現状把握
 - (2) 検診で発見された卵巣がん、子宮体がんの発見契機、進行期等
を集計
 - (3) 経膈超音波検査導入地区と非導入地区での検診発見卵巣がん、
子宮体がんの早期がんの率等を比較
- (4) 卵巣がん、子宮体がんのスクリーニング基準を検討する
 - (5) 北海道で施行されている子宮頸がん検診時に行う経膈超音波検
査で発見された卵巣がんのデータをまとめ、論文発表する。さら
にこのスタディへの参加地区を増やし、データを集積する。

6. 全国がん担当者連絡会の開催

子宮頸がん検診におけるHPV検査導入法をめぐって、厚労省が勧めているHPV
検査単独法は本邦の現状にはそぐわないとして、医会は併用検診を推奨してい
る。この問題をはじめ、これからの婦人科がん検診（頸がんばかりでなく卵巣
がん、子宮体がん）のあり方など、議論すべき課題が山積しているため、9年
ぶりに全国がん担当者連絡会を開催する。

7. 関連諸団体への協力と対応

会員や社会への有用情報の提供が婦人科がん検診事業の円滑化につながる
ため、厚生労働省、諸学会（日本産科婦人科学会、日本臨床細胞学会、日本婦
人科がん検診学会、日本産婦人科乳腺医学会、日本乳癌検診学会、日本婦人科
腫瘍学会、日本がん検診・診断学会等）、諸団体との密接な連携を行う。また、
行政施策（健康日本21他）や日本医師会事業（かかりつけ医等）、等の諸団体
事業への協力、および職責者派遣（委員・役員等）を通じて、検診事業におけ
る産婦人科の基盤強化を図る。

8. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、がん対策委員会を存置する。

C. 母子保健部会

母子保健部会は、より安全で、質の高い周産期医療の提供体制を構築するため、その問題点を抽出して分析し、その解決に向けて取り組む。効率的な会員研修のためのプログラムの開発や実施を通じ、母体および新生児の予後の更なる向上に向けて周産期のみならず、産後にわたって切れ目のない周産期医療を提供できるシステムの整備を支援するため、以下の事業に取り組む。

1. 周産期メンタルヘルスケア推進に向けての事業

妊産婦のメンタルヘルスを評価してケアすること、育児不安を解消すること、健全な母子関係を成立させることなどを含む、産前から産後にわたる継続的なメンタルヘルスケア体制の検討を行い、その整備を推進する。また、この妊産婦のメンタルヘルスケアを乳幼児虐待や妊産婦の自殺予防につなげる。さらに、妊産婦および社会全体に向けて、母子の愛着形成の重要性についての啓発にも取り組む。

本部会の重点事業であり、各都道府県産婦人科医会にも本事業の推進を呼びかけ、その活動を支援する。また、この活動状況を各種学会等でも発表し、その活動の周知を図る。

(1) 「第10回母と子のメンタルヘルスフォーラム」開催の支援

事業を推進するため、フォーラムのあり方やプログラム等を検討し、開催担当都道府県と連携して支援する。

開催予定日：2025年5月11日（日）

開催担当：東京産婦人科医会

(2) 「母と子のメンタルヘルスケア（MCMC：Mental Health Care for Mother & Child）研修会」の推進

産科医、保健師、助産師など実際に周産期メンタルヘルスケアを担うスタッフを対象としたMCMC研修会（入門編・基礎編）の地域開催を促進し、周産期医療におけるメンタルヘルスケアのレベルアップを図る。これらの研修会については、地域で開催できるような体制構築を目指し、精神科との連携のもとでスーパーバイザー（精神科医）の養成も行う。また、地域での周産期メンタルヘルスケアにおいて指導的役割を担うスタッフを養成するためにMCMC指導者講習会（応用編）を開催する。さらに、フォローアップ研修の体制も整備し、研修会修了者の継続的な研鑽を支援する。

(3) 周産期メンタルヘルスケアにおける認知行動療法の導入

認知行動療法の考え方に基づくストレス対処法を導入し、周産期うつ予防並びに軽症うつの治療の可能性とその研修体制についての検討を行う。これについては、認知行動療法研修開発センター理事長 大野裕先生などの協力を得て行う。

(4) 愛着形成の重要性の啓発と養育者を支援するための体制整備

児童虐待や子どもの発達の問題の背景に親子関係や愛着形成の問題が指摘されていることを受け、愛着形成の重要性の啓発および養育者が安心して子どもと向き合える環境を整備していくための支援方法について検討する。

これには、精神科・小児科・行政などとの連携のみならず、発達心理学や脳科学の視点も重要であり、幅広い領域からの情報収集を行い、さらに動画

などの方法により情報発信を行っていくことも検討していく。

(5) 妊産婦の自殺予防

妊産婦の自殺については、令和4年から自殺統計原票の見直しが行われ、令和5年版自殺対策白書から妊産婦の自殺統計が公表されている。今後は医療安全部会やJSCP（厚生労働大臣指定法人・一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター）と協働で、妊産婦の自殺の実態やそのリスク要因を明らかにすると同時に、予防のための対策や政策提言に取り組む。

(6) 出産前後の母児ケア体制の検討

1) 産婦健康診査事業・産後ケア事業の実態の把握と課題の検討

産婦健康診査事業については、徐々にこれを行う自治体が増えているが、現在も約1/4の地域で公的補助がなく、地域差が大きい状況が続いている。また産後ケア事業については行政もさらなる推進を目指して多職種連携協議会を設置したが、産科医療機関がこれを進めていくためには、人員や病床の確保等、様々な問題がある。アンケート調査などにより、産科医療機関における現状と問題点を明らかにし、こども家庭庁とも連携しながらさらなる事業の普及にむけての検討を行う。

2) 精神疾患合併妊娠に対して、精神科医、公認心理師・臨床心理士などを含む多職種と連携し、地域の実情に即した連携体制の構築を推進する。

3) 社会的にリスクを抱える妊婦が安心して出産できるよう行政と連携したケア体制について検討する。

4) 父親の育児参加の重要性が認識されてきているが、父親のボンディング障害、妊婦へのDV、父親の産後うつなどの問題も指摘されており（エコチル調査より）、父親のメンタルヘルスケアの対策についても検討する。

(7) 妊産婦メンタルヘルスケア推進に関するアンケート調査

分娩取扱い医療機関を対象にした妊産婦のメンタルヘルスケアについてのアンケート調査を継続的に行う。

2. 新生児聴覚スクリーニング検査の公費補助の獲得に向けた活動

(1) 日本産科婦人科学会、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会等と協働して新生児聴覚検査の有用性を発信する。

(2) アンケート調査で新生児聴覚検査の実施や公費補助の状況を把握して、新生児聴覚検査への公費補助の獲得・拡充に向けた活動に都道府県の産婦人科医会と協働して取り組む。

(3) 検査機器については自動聴性脳幹反応（AABR）の使用を原則とすること、検査陽性者に新生児尿中サイトメガロウイルス核酸検出検査を行うことなどについても広報してその普及に努める。

(4) 新生児聴覚検査を受けて精密検査が必要になった児の保護者に対して、その理解を促すとともに、確実に精密検査につなげることを目的にチラシの作成を検討する。

3. 新生児蘇生技術の普及のための講習会支援

「日本版救急蘇生ガイドライン」（最新版）に基づいた新生児蘇生法（NCPR）講習会を開催し、手技の普及に努める。また、各都道府県産婦人科医会が開催する新生児蘇生法講習会に対し、インストラクター養成などの支援を行う。

4. HTLV-1母子感染予防対策の推進

(1) HTLV-1キャリアと診断された妊産婦の支援体制についての検討

HTLV-1キャリアと診断された妊産婦の支援体制については、昨年度、東京産婦人科医会および厚労科研研究班（内丸班）と協力して、東京をモデル地区とした東京プログラムを開始したが、本年度は昨年度に行った実態調査の結果を踏まえ、その有用性を検証する。

(2) 東京プログラムにおいては、HTLV-1キャリアと診断された妊婦がその状況を理解すること、疾患情報の入手先や支援体制を知ることなどを目的としたチラシを作成したが、その評価を確認し、全国的に使用可能な情報提供資料の作成を検討する。

5. 妊娠希望夫婦に対する妊娠前の健診プログラム（プレコンセプションケア）の普及

妊娠前健診により、妊娠すればハイリスク妊娠となる女性に対し、妊娠前から予防的な管理が可能である。特に不妊治療開始前に、この健診やカウンセリングを実施することで、その後の周産期予後の改善が期待できる。また、妊娠前の心身の健康がこどもの発育・発達のためにも重要であることや、高年齢婚姻、高年齢妊娠予備軍の影響などについての知識を啓発することも重要であり、これらを含む包括的妊娠前教育プログラムを作成し、産婦人科受診の促進につなげる活動を行う。

この事業は「義務教育からの包括的性教育」とも関連しているため、先天異常・女性保健の各部会と協働で行い、さらに成育基本法の実践に向けた取り組みとして関連各科およびこども家庭庁との連携も考慮しながら行っていく。

6. 産前産後の予防接種の推進に向けた活動

先天性疾患や院内感染予防のため産前産後の予防接種の効用について啓発する。特に風疹抗体価陰性（低値）者についてワクチン接種の必要性について啓発活動を行うとともに、ワクチンの公費補助の充実に向けた活動を先天異常部会（「風疹ゼロ」プロジェクト）と連携して推進する。また昨年度、妊婦向けのRSVワクチンが承認されたことに伴い、先天異常部会および日産婦学会と連携して、このワクチンの情報提供の方法を検討する。

7. 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供体制の推進支援

白血病などの治療としての幹細胞移植のための臍帯血の公開数が未だ十分でない状況にある。そこで日本赤十字社血液事業部と協力して、『移植に用いる造血幹細胞の適切な提供』のための臍帯血採取事業について、改めて医療機関の理解を得て、「さい帯血バンク」採取施設整備の推進を支援する。

8. 厚生労働行政および関連団体との協力並びに情報交換

母子保健推進のため、こども家庭庁、厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会、日本周産期・新生児医学会、日本小児科学会、日本小児科医会等との協力、支援、情報交換を行う。

9. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するために母子保健委員会を存置する。

V. 献金担当連絡室

公益財団法人日母おぎゃー献金基金の事業委託を受け、連絡室としては都道府県産婦人科医会の献金担当者の意見を聞き、協力体制の確立に努める。

1. 全国献金担当者連絡会を開催する（各都道府県の事務担当者にも参加していただく）。
2. 連絡会準備打ち合わせ会を開催する。

以上の活動の円滑な遂行のため、献金連絡室を存置する。